

## スマホ決済サービス

### PayBで市税などの納付ができます

PayB（ペイビー）とは、納付書に印刷されているコンビニ用バーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、スマホ決済アプリにあらかじめ登録した預金口座からリアルタイムで納付ができるサービスです。



- 利用可能な金融機関 / 大垣共立銀行、十六銀行、ゆうちょ銀行など
- スマホ決済アプリの取得方法 / AppStoreやGooglePlayなどで「PayB」と検索し、アプリをダウンロード
- 必要なもの / ①コンビニ用納付書（バーコードが印字されているもの）※納付書1枚の金額が30万円を超える場合は使用できません ②インターネット通信が可能であり、バーコードが読み込めるスマートフォン
- 利用期間 / 各科目の納期限まで



納付できる科目	担当課 / 問合せ先
市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税	収納課（☎47-8729）
国民健康保険料（普通徴収）	窓口サービス課国保・年金グループ（☎47-8132）
後期高齢者医療保険料（普通徴収）	窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）
水道料金、簡易水道使用料、開栓手数料、公共下水道施設使用料、特定環境保全公共下水道施設使用料、農業集落排水施設使用料、小規模集合排水施設使用料	水道課料金グループ（☎47-8679）

## 耐震診断などの助成制度

### 地震に備えて！

市は、耐震診断や耐震改修などに対して費用の全額または一部を助成しています。

大規模地震などによる被害を最小限に抑えるため、ぜひご活用ください。

- ▶ 申込 / 6月1日から、建築課などで配布の申込書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課（東庁舎2階）へ持参
- ▶ 問合せ / 同課（☎47-8436）へ

事業区分	助成対象	助成率・限度額	募集件数
木造住宅	耐震診断	無料 (費用は全て市が負担)	100戸
	耐震改修設計	費用の1/3以内 (上限10万円)	3戸
	耐震改修工事	耐震補強の構造評点などにより異なります (上限110万円) ※	20戸
木造住宅以外の建築物	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 要安全確認計画記載建築物	診断費用と算定式による額のいずれか少ない方の全額	若干数
	要安全確認計画記載建築物以外のもの	診断費用と算定式による額のいずれか少ない方の2/3以内 (上限100万円)	3件

※ 構造評点0.7改修の場合の上限は84.0万円

## 吹付けアスベストの調査や除去などに助成

市は、アスベストによる健康被害を防ぐため、市内のすべての建築物（取り壊し予定も含む）を対象に、吹付けアスベストの含有調査や除去工事の費用の全額または一部を助成しています。

吹付けアスベストの使用が疑われる箇所を発見した場合は、早期に調査を行い、アスベストが含まれると判明した場合は除去工事をご検討ください。

- ▶ 申込 / 6月1日から、建築課で配布の申込書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課（東庁舎2階）へ持参
- ▶ 問合せ / 同課（☎47-8436）へ



## 風に揺れるカミツレの花

大垣カミツレまつり



大垣カミツレまつりが3日、農事組合法人大垣南（入方）周辺で開かれました。

このイベントは、カミツレの花が見頃を迎える5月に毎年開催。カミツレは、りんごのような香りが特徴で、入浴剤や石けんなどの製品にもなっています。

当日は、カミツレの収穫体験＝写真＝やカミツレエキスの抽出体験など、さまざまな催しが行われ、多くの親子らで賑わいました。

ご確認ください！

## 屋外広告物は申請が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、条例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。詳しくは、都市計画課（東庁舎2階、☎47-8694）へ。

### 屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものを呼びます。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔(板)、そのほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの

※自分の敷地内でも規制がかかります

### 許可申請が必要

許可申請書（市HPからダウンロード可）に必要書類を添付し、都市計画課に申請してください。設置場所や面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所など表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。また、高さや面積などが基準に違反する広告は、許可ができません。

### 安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、現在、許可されている屋外広告物については、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。



事業区分	助成対象	助成額	募集件数
アスベスト含有調査に要する費用	①延べ面積が1,000㎡以上の建築物	費用の全額 【上限25万円】	4件
	②延べ面積が300㎡以上の集会所などや、ホテルおよび旅館、飲食店、物販店舗など		
	③住宅（附属車庫、附属物置は除く）		
アスベスト除去などに要する費用（代替材の施工費用などを含む）	すべての建築物	費用の2/3以内 【上限200万円】	2件

※含有調査は、建築物石綿含有建材調査者が実施する調査によるものが対象。除去工事などは、建築物石綿含有建材調査者による計画に基づくものが対象

※申請前に、市職員による現場確認を実施

※どの事業も、平成31年1月31日までに完了する必要あり